

2026.5.26

●議会基本条例の改正

現行	改正案	変更案
第3章 市民と議会との関係	第3章 市民と議会との関係	
	(パブリックコメント) 第7条 (以下、繰下げ)	
	議会は、 <u>基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続 (パブリックコメント手続) を行うことができる。</u>	議会は、 <u>議員又は委員会</u> が、 <u>市政に関する基本方針を定める条例等に係る議案を提出しようとするとき</u> は、 <u>意見公募手続 (パブリックコメント手続) を行うことができる。</u>
	2 パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。	